

配偶者控除・配偶者特別控除の改正について

令和元年度（平成 30 年分）の申告から以下のように改正されます。

配偶者控除

改正前は配偶者の合計所得金額が 38 万円以下であれば一律の控除額でしたが、改正後は申告者本人の合計所得金額に応じ控除額が変更されます。なお、申告者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者控除を受けられません。

申告者本人の合計所得 ※1	(参考) 給与収入の 場合	控除額			
		所得税		住民税	
		一般	老人	一般	老人
900 万円以下	1,120 万円以下	38 万円	48 万円	33 万円	38 万円
900 万円超～950 万円以下	1,170 万円以下	26 万円	32 万円	22 万円	26 万円
950 万円超～1000 万円以下	1,220 万円以下	13 万円	16 万円	11 万円	13 万円
1000 万円超	1,220 万円超	適用なし			

※1 配偶者の合計所得金額が 38 万円以下の場合

配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされ、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なります。なお、申告者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者特別控除を受けられません。

配偶者の合計所得 ※2	申告者本人の合計所得					
	900 万円以下		950 万円以下		1,000 万円以下	
	控除額		控除額		控除額	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
38 万円超 ～ 85 万円以下	38 万円	33 万円	26 万円	22 万円	13 万円	11 万円
85 万円超 ～ 90 万円以下	36 万円	33 万円	24 万円	22 万円	12 万円	11 万円
90 万円超 ～ 95 万円以下	31 万円	31 万円	21 万円	21 万円	11 万円	11 万円
95 万円超 ～ 100 万円以下	26 万円	26 万円	18 万円	18 万円	9 万円	9 万円
100 万円超 ～ 105 万円以下	21 万円	21 万円	14 万円	14 万円	7 万円	7 万円
105 万円超 ～ 110 万円以下	16 万円	16 万円	11 万円	11 万円	6 万円	6 万円
110 万円超 ～ 115 万円以下	11 万円	11 万円	8 万円	8 万円	4 万円	4 万円
115 万円超 ～ 120 万円以下	6 万円	6 万円	4 万円	4 万円	2 万円	2 万円
120 万円超 ～ 123 万円以下	3 万円	3 万円	2 万円	2 万円	1 万円	1 万円
123 万円超 ～	適用なし					

※ 配偶者の収入が給与のみの場合は収入金額が 1,030,000 円～2,015,999 円